

2020年度明治大学緊急学生支援金募集要項

1 支援概要

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の学業生活に支障をきたすような重大な影響を受けた学生に対して、経済的支援を行います。

2 支援の対象

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次のいずれかの事項に該当し、家計困窮により経済的支援が必要と認められる本大学学生（学部生，大学院生及び専門職大学院生。外国人留学生を含む。）

- (1) 家計支持者が失職（自営業者の場合は、廃業）した場合
- (2) 家計支持者の勤め先の経営不振により大幅に減給した場合
- (3) 家計支持者が自営業者であり、利益が大幅に減少した場合
- (4) 家計支持者が亡くなった場合
- (5) 学生本人のアルバイトによる収入が大幅に減少した場合
- (6) その他経済的支援が必要と認められる場合

3 支援の内容

100,000円を給付します。（返還不要）

4 募集人数

5,000名以内

5 家計急変を証明する証拠書類について

緊急学生支援金に採用された場合、次の書類をお手元に保存し、本大学の求めに応じて、写しを提出してください。なお、提出がない場合は、給付額を全額返還していただきます。

- ・直近6か月の家計収入，学生本人のアルバイト収入等が減少したことが分かる書類（収入の明細書や振込みが確認できる通帳）
- ・その他収入に関する書類

6 申請方法

緊急学生支援金の給付を希望する学生は、申請期間にOh-o!Meijiアンケート機能により、申請してください。

※ 入力項目中、申請理由については、家庭や自分の収入などの大幅減によって、学生生活を維持するのが困難であるなど、緊急支援の必要性を具体的かつ詳細に記載してください。（400字以上）

7 申請期間

2020年5月15日（金）～~~5月22日（金）~~5月26日（火）

8 採用者の決定

申請内容に基づき，家計困窮度により選考し，採用者を決定します。
（必ず採用される訳ではありません。）なお，選考内容に関する照会については，一切応じかねます。

9 採用者の発表

2020年6月2日（火）（予定）に Oh-o!Meiji により発表します。
なお，発表に関する個別の照会については，一切応じかねます。

10 給付時期

2020年6月中（予定）

11 給付方法

申請時に登録いただいた，学生本人の口座に振り込みます。

12 緊急学生支援金の返還

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は，緊急学生支援金を全額返還していただきます。

- (1) 本大学の求めに応じず，家計急変を証明する証拠書類の写しの提出を行わないとき
- (2) 虚偽の申告を行ったことが明らかになったとき
- (3) 2021年3月31日までに，退学等となった場合
- (4) その他緊急支援の必要性が認められなかったとき

13 問い合わせ先

明治大学ホームページ内「緊急学生支援金に関するお問い合わせフォーム」によりお問い合わせください。

※ お問い合わせは，すべて，上記お問い合わせフォームにより行ってください。電話等でのお問い合わせは，御遠慮ください。

以 上